

石川県パートナーシップ宣誓制度（仮称）の概要案

（１）対象

互いを人生のパートナーとして、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者

→性的マイノリティだけではなく、**事実婚についても含める**

（先行都府県は12自治体あるが、そのうち、富山県、静岡県が事実婚についても対象に含めている。

県内自治体では、制度を導入している金沢市、白山市、野々市市の全てが、事実婚についても対象に含めている。）

（２）手続 ※県電子申請システム等を活用

宣誓希望者は、事前に宣誓日を予約の上、当日、県職員の前で**宣誓書**に自署し、県へ提出

→県は、宣誓書の内容を確認し、**受領証**（受理証明書）を宣誓希望者に交付

（３）受領証による効果

・県が提供する行政サービスにおいて、運用上、夫婦同様の取り扱いを認める

※婚姻と異なり、法的な効果は発生しない。

【制度導入と同時に開始予定のサービス】（制度導入後も随時検討・追加）

・**県営住宅**における**入居**

・**県立病院**における**面会・病状説明等**

・受領証には希望に応じて「**通称名**」や「**子の名前**」も記載可能とする